

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.039

処 分 名	液化石油ガス消費設備の基準適合命令
処 分 の 概 要	消費設備が技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）第35条の5
処 分 基 準	◎消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

■液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

第35条の5 都道府県知事は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋